



コロナ禍 **対策措置**を**活用**しましょう

# 売上が大きく減ったら **返済なしの** 2つの**給付金** (国制度)

## ●電子(オンライン)申請●

手続きは、**とや英津子**都議事務所のパソコンでもできます

- 両給付金とも申請の締切りは2021年1月15日
- 給与所得、雑所得で申告した個人事業者、フリーランスの方、開業が直近で申告していない方も対象となります

### 持続化給付金

- 個人事業者は最大100万円
- 法人は最大200万円

<対象者> 1月以降、1カ月でも前年同月比で収入が50%以上減少したことが条件

●給付額 対象月の収入の差額×12(限度額)まで

#### ◇必要書類

- ①申告書関係(申告してない方には「特例措置」があります)
- ②対象月の売上帳
- ③振込口座通帳の写し
- ④本人確認書類

### 家賃支援給付金

※申請時の直近1カ月における支払い賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の最大6倍(6カ月分)

- 個人事業者は最大300万円
- 法人は最大600万円

<対象者> 5月以降、1カ月でも前年同月比で収入が50%以上減少、または連続する3カ月の合計で30%以上減が条件

●給付額(月額) 申請する前月の家賃の2/3(個人は37.5万円を超えた部分、法人は75万円を超えた部分は1/3)。この6倍(6か月分)を支給

※東京都による上乗せがあります

## 手元資金を増やし、長期の資金繰り対策で商売に展望を

### 銀行など民間金融機関—実質無利子・無担保融資

- 上限額3000万円(据置年を含む15年返済)
- 都や練馬区の制度融資、銀行、保証協会の3機関で特例枠融資するもの。銀行に申込みます

### 日本政策金融公庫「新型コロナ感染症特別融資」

- 別枠で6000万円以内
- 据置5年を含めて、設備20年、運転資金15年返済